

総合評価方式・事後審査型 共通
の補足説明（同時提出型（試行）用）

一般競争入札のしおり

令和3年10月

千葉県

令和3年10月の変更点について

令和3年10月1日おける変更点は以下のとおりです。

■ 押印見直しに伴う所要の変更

「一般競争入札参加資格確認申請書」等への押印を不要としたことから、このことに対応する変更を加えています。

■ 注意事項

押印の見直しに伴う「一般競争入札参加資格確認申請書」等への押印の省略は、令和3年10月1日以後に作成し、県に提出するものについて行うことができます。

目 次

● 令和3年10月の変更点について

| | | |
|---|--------------|---|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 申請の流れ | 1 |
| | (1) 総合評価方式 | 1 |
| | ○主な流れ | 2 |
| | 申請に当たっての留意事項 | 5 |

1 はじめに

千葉県では原則として、予定価格5千万円以上の建設工事について、一般競争入札により実施します。

本しおりでは、県土整備部で試行している「一般競争入札（総合評価方式）同時提出型」について記載しています。従前の一般競争入札（総合評価方式）及び事後審査型については、従来のしおりを確認してください。

入札公告において『一般競争入札（総合評価方式）同時提出型の試行対象工事である。』と記載されているものが同時提出型の入札です。

本書の中で、『入札情報サービスシステム』及び『電子入札システム』と記載されているものは「ちば電子調達システムにおける各システム」となります。

ちば電子調達システムに同時提出型のマニュアルを掲載していますので、併せて確認してください。

ちば電子調達システムのトップページ

<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

2 申請の流れ

(1) 総合評価方式

総合評価方式は、公共工事の品質を確保するため、価格に加えて、価格以外の技術的要素を含めて、総合的に評価し、契約者を決定する入札方式です。

同時提出型では、入札書の提出と同時に技術資料を提出し、評価を受けます。

技術資料の提出がない場合、入札が無効となります。また、技術資料から技術評価点を算定し、その点数が入札時の評価につながるため、作成時には公告及び総合評価ガイドライン等を必ず確認してください。

(参考) 評価値の計算方法

評価値 = 技術評価点 ÷ 価格

○主な流れ（同時提出型）（○数字はフロー図に対応）

- ① 参加を希望する一般競争入札の公告を確認します。
- ② 電子入札システムにアクセス（以下 i ～ ii はシステム上の作業です）。
「一般競争入札（総合評価方式）同時提出型」の場合
 - i 条件を選択し調達案件を選別
 - ii 参加資格確認申請書を提出
 - **電子入札システムにより提出する場合**

原則、電子入札システムの添付機能により参加資格確認申請書等を提出します。

添付資料は、県指定様式の「一般競争入札参加資格確認申請書（別記第3号様式）」及び関係資料となります（資料は案件ごとに異なるので必ず公告を確認してください）。

また、添付できるファイル数は最大10個まで、添付ファイルの最大容量は10,000MB（合計最大容量）までです。

提出にあたっては、P7の「電子入札システムによる一般競争入札（総合評価方式）申請書等提出フロー（入札参加者）」についても参照してください。

各書類の表紙への押印は不要です。

なお、指定の容量を超過して郵送又は託送による場合は、次の「電子入札システムによりがたい場合」を参照してください。
 - **電子入札システムによりがたい場合**

電子ファイルの容量超過等により、電子入札システムの添付機能による提出が行えない場合は、県指定様式の「一般競争入札参加資格確認申請におけるシステム添付書」のみを電子入札システムにより提出し、電子入札システムから発行される「一般競争入札参加確認申請書受信確認通知書」を印刷します（必須）。システム添付書の添付が無い場合は、その後の電子入札システムによる手続きが行えないため必ず添付が必要です。

「一般競争入札参加確認申請書受信確認通知書」を添えた「一般競争入札参加資格確認申請書」及び関係書類（各書類の表紙への押印は不要です。）を、発注機関に郵送又は託送（書留郵便等、記録が残るものに限る）により提出します。持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません（資料は案件ごとに異なるので必ず公告を確認してください）。
- ③ 電子入札システムにより競争入札資格確認申請書受付票が送付されるので受領します。なお、受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではありません。

④ 審査を経て、参加資格が有れば電子入札システムより競争入札参加資格確認通知書が発行されるので受領します。ただし、紙入札方式による場合は紙により通知します（通知日は公告に記載されています）。

⑤ 技術資料の提出及び電子入札（工事費内訳書添付）。

i 技術資料の提出

➤ **電子入札システムにより提出する場合**

電子入札システムにおいて、技術資料を一式提出します。技術資料については、公告及び「千葉県総合評価方式ガイドライン」（県土整備部技術管理課所管）を確認してください。添付できるファイルの最大容量は10.0MBまでです。

提出にあたっては、P7の「電子入札システムによる一般競争入札（総合評価方式）同時提出型（試行）資格確認資料等提出フロー（入札参加者）」についても参照してください。

なお、指定の容量を超過して郵送又は託送による場合は、次の「電子入札システムによりがたい場合」を参照してください。

➤ **電子入札システムによりがたい場合**

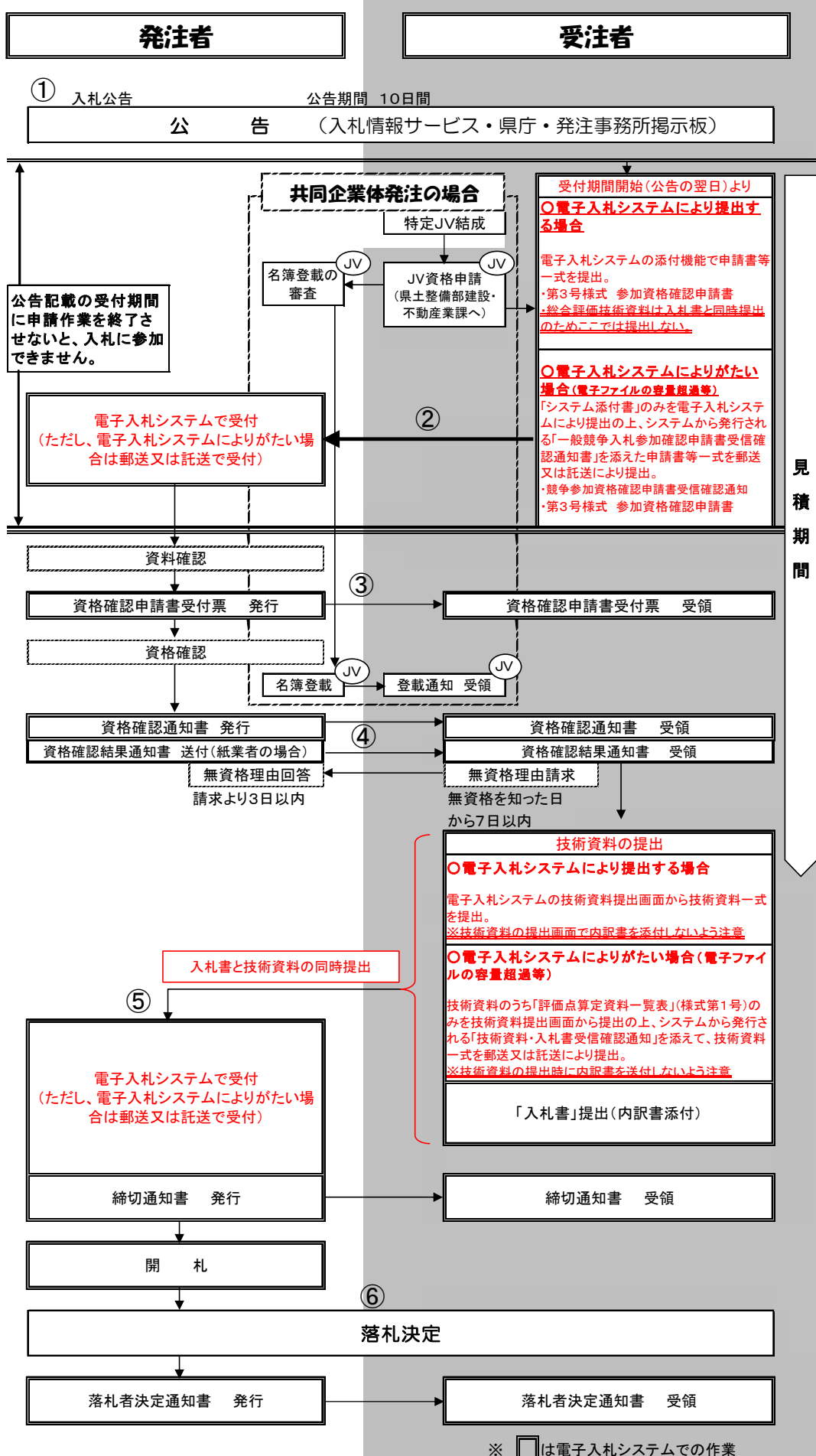
電子ファイルの容量超過等により、技術資料が電子入札システムから提出が行えない場合は、県指定様式の「評価点算定資料一覧表」（様式第1号）のみを電子入札システムにより提出し、電子入札システムから発行される「技術資料・入札書受審確認通知」を印刷します（必須）。

「技術資料・入札書受審確認通知」を添えた技術資料一式（各書類の表紙への押印は不要です。）を、発注機関に郵送又は託送（書留郵便等、記録が残るものに限る）により提出します。持参又は伝送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。

ii 入札書及び内訳書の提出

⑥ 落札者決定通知が発行されます。

一般競争入札（総合評価方式）同時提出型フロー



《申請に当たっての留意事項》

1 入札参加資格確認申請書及び技術資料の提出

(1) 一般競争入札（総合評価方式）同時提出型の場合

ア 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

入札参加資格確認申請書については公告を確認の上、電子入札システムにより、提出すること。

提出に当たっては、必ずチェック項目表により、確認を行ったうえで提出すること。
年間代理人の委任を受けている場合は、支店長名等で申請して差し支えない。

(ア) 電子入札システムによる提出の場合

入札公告に定められた期間中に、電子入札システムにより、「一般競争入札参加資格確認申請書」及び「関係書類」を提出する（押印は不要）。

なお、電子入札システムにおける競争参加資格確認申請書受付票は、資料の受信を確認したものであり資料の内容を確認したものではない。

(イ) 電子入札システムによりがたい場合（添付ファイルの容量の都合等）

電子入札システムによりがたい場合は、入札公告に定められた期間中に、以下の方法により提出する。

a 電子入札システムにより、「一般競争入札参加資格確認申請におけるシステム添付書」のみを添付して提出する（押印は不要）。なお、システム添付書の添付が無い場合は、その後の電子入札システムによる手続きが行えないため注意すること。

b 提出後、「一般競争入札参加確認申請書受信確認通知書」が電子入札システムより発行されるので、印刷し、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類とともに発注機関へ郵送又は託送（簡易書留等記録の残るものに限る。）する（押印は不要）。原則これ以外による提出は認めない。

イ 技術資料の提出

技術資料については、公告及び「千葉県総合評価方式ガイドライン」（県土整備部技術管理課所管）を確認の上、提出すること。

(ア) 電子入札システムによる提出の場合

入札公告に定められた期間中に、電子入札システムにより、総合評価の技術資料を提出する（押印は不要）。

(イ) 電子入札システムによりがたい場合（添付ファイルの容量の都合等）

電子入札システムによりがたい場合は、入札公告に定められた期間中に、以下の方法により提出する。

- a 電子入札システムにより「評価点算定資料一覧表」（様式第 1 号）のみを添付して提出する（押印は不要）。
- b 提出後、「技術資料・入札書受信確認通知」が電子入札システムより発行されるので、印刷し、評価点算定資料一覧表を含めた全ての資料を発注機関へ郵送又は託送（簡易書留等記録の残るものに限る）する（押印は不要）。原則これ以外による提出は認めない。

技術資料を提出する際に、以下のいずれかに該当した者は、入札を無効とするので留意すること。

- a 電子入札システムによる提出の際に、技術資料提出画面において、工事費内訳書を添付した者
- b 郵送又は託送による提出の際に、技術とともに、工事費内訳書を添付した者